

令和 2 年 8 月 28 日

都道府県医師会 会長 殿

日 本 医 師 会 長

中 川 俊 男

(公 印 省 略)

令和 2 年「老人の日・老人週間」の実施について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、「老人の日・老人週間」につきましては、平成 6 年度より、貴会宛に周知・協力方お願い申し上げております。

本年におきましても、「老人の日・老人週間」のキャンペーン要綱が取りまとめられ、別添のとおり厚生労働省老健局長より、各都道府県知事等宛に通知がなされております。

例年どおり、主唱団体におきましては、都道府県、市町村段階における関係事業において、各団体の支部、及び関係団体が可能な限り、連携、協力して実施していくことを申し合わせております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、「老人の日・老人週間」の実施にあたりご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、ポスターおよびキャンペーン要綱を同封いたしますので、よろしくご査収の上、ご活用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

(別添資料)

○令和 2 年「老人の日・老人週間」の実施について

(老発 0820 第 1 号 令 2.8.20 厚生労働省老健局長通知)

○キャンペーン要綱

1 枚

○キャンペーンポスター

2 枚

以上



老発０８２０第１号
令和２年８月２０日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和２年「老人の日・老人週間」の実施について

「老人の日・老人週間」につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会などの１１機関・団体とともに、別添のとおり「令和２年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定めました。

この要綱では、「みんなで築こう 安心と活力ある健康長寿社会」を標語として、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重など６つの目標を掲げています。

つきましては、本年の「老人の日・老人週間」について、各地域において、新型コロナウイルス感染症対策の観点を踏まえつつ、取り組みを実施いただきますようお願いいたします。

併せて、貴管内市町村及び関係団体に対しましても本取組みについてご周知いただきますよう重ねてお願いいたします。

令和2年 「老人の日・老人週間」 キャンペーン要綱

標 語

「みんなで築こう 安心と活力ある健康長寿社会」

人生 100 年時代といわれる現在、誰もが健康で安心して、生きがいのある生活を送ることができる健康長寿社会を築くことが重要です。高齢社会対策基本法に基づく「高齢社会対策大綱」では、高齢社会対策の基本的考え方として、

- (1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す
- (2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る
- (3) 技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向することが掲げられています。

また、令和元年5月、国民の誰もがより長く、元気に活躍できて、全ての世代が安心できる「全世代型社会保障」を実現するため、2040年までに健康寿命を2016年と比べて3年以上伸ばし、75歳以上とするという目標「健康寿命延伸プラン」が掲げられました。

現在、増加する認知症高齢者の支援や介護予防、災害時の支援体制づくり等、地域での支え合いや医療・介護・福祉の連携促進により高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みが各地で進められています。また、高齢者だけではなく、子どもや障害者など地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことを目的とした地域共生社会の実現が目指されています。

昨今、我が国を含め世界中に大流行をもたらしている新型コロナウイルス感染症(COVID-19)において、高齢者や基礎疾患のある方は重症化する危険性があることが報告されており、感染症の予防対策、感染防止のための「新しい生活様式」を日常生活で実践しつつ、高齢者の孤立やフレイル防止に取り組むことが求められます。

こうした状況をふまえ、9月15日の「老人の日」、同月21日までの「老人週間」を契機として、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重等、以下の6つの目標を掲げ取り組むことを提唱いたします。

□キャンペーンが目指す 6 つの目標

- (1) すべての高齢者が安心して自立した生活ができる、保健・福祉のまちづくりを進め、ふれあいの輪を広げよう。
- (2) 高齢者の知識、経験や能力をいかした、就労・社会参加・ボランティア活動を進めよう。
- (3) 高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防、感染拡大防止等への取り組みを進めよう。
- (4) 高齢者の人権を尊重し、認知症高齢者への支援のあり方や介護問題等をみんなで考え、高齢者や介護者を支える取り組みを積極的に進めよう。
- (5) 高齢社会における家族や地域社会等の役割を理解し、多世代がお互いに協力して安心と活力ある健康長寿社会をつくろう。
- (6) 減災や防災への取り組みに関心を持ち、日頃から地域でのつながりを築こう。

□キャンペーン期間

令和 2 年 9 月 15 日の「老人の日」から 21 日までの「老人週間」の 7 日間

(この前後の期間にも運動を展開していくことを提唱いたします。なお、取り組むにあたっては密閉・密集・密接を回避していただくなど、感染防止への配慮をお願いいたします。)

□主 唱

内閣府 消防庁 厚生労働省 全国社会福祉協議会 全国老人クラブ連合会
長寿社会開発センター 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会
日本看護協会 日本社会福祉士会 日本介護福祉士会

□協 賛 (予定)

NHK 日本新聞協会 日本民間放送連盟

「老人の日・老人週間」の経緯

昭和 22 年 (1947 年) に兵庫県多可郡野間谷村で行われた敬老行事がきっかけとなり、昭和 25 年 (1950 年)、9 月 15 日を「としよりの日」としようとする敬老・福祉の県民運動が開始されました。

昭和 26 年 (1951 年)、中央社会福祉協議会 (現：全社協) が全国運動を提唱。9 月 15 日から 21 日までの 1 週間を運動週間として、「老人を敬い慰め、励ますとともに、老人福祉に対する国民的理解を促進し、老人自身もまたその立場を自覚し、新しい社会建設に参加する」ことをうたって様々な活動が推進されました。

「としよりの日」は後に「老人の日」を経て昭和 41 年 (1966 年) に国民の祝日「敬老の日」へと発展しました。そして、平成 13 年 (2001 年) の老人福祉法の改正により、9 月 15 日が「老人の日」、同月 21 日までの 1 週間が「老人週間」と定められました。

なお、「国民の祝日に関する法律」の改正により、平成 15 年 (2003 年) から「敬老の日」が 9 月の第 3 月曜日となりました。